



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

令和3年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和4年5月

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

目 次

I	調査の概要	2
II	調査結果	3
1	カラオケボックス	
	(1) 青少年の深夜立入禁止	3
	(2) 青少年の深夜立入禁止の表示	3
	(3) 有害個室指定基準への該当	3
2	インターネットカフェ・まんが喫茶	
	(1) 青少年の深夜立入禁止	4
	(2) 青少年の深夜立入禁止の表示	4
	(3) フィルタリング等の措置	4
	(4) 有害個室指定基準への該当	4
3	書店等	
	(1) 業種別の調査店舗数	
	(2) 有害図書類の販売等禁止	5
	(2) 有害書類の陳列場所	5
	(3) 有害図書類の陳列方法	5
	(4) 有害図書類の販売等禁止の表示	5
	(5) 有害図書類のディスプレイ方法	6
4	ゲームソフト販売店	
	(1) Z区分ゲームソフトの販売等禁止	6
	(2) Z区分ゲームソフトの陳列場所	6
	(3) Z区分ゲームソフトの陳列方法	7
	(4) Z区分ゲームソフトの販売等禁止の表示	7

※ 令和3年度は立入調査と併せて行ったため、単純集計表一覧の添付はありません。

※ 令和3年度は神奈川県職員のみで調査を行ったため、調査要領等の添付はありません。

図表1	カラオケボックスにおける調査実績	3
図表2	インターネットカフェ・まんが喫茶における調査実績	4
図表3-1	業種別の調査店舗数	5
図表3-2	書店等における調査実績	6
図表4	ゲームソフト販売店における調査実績	7

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に影響の大きい各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査対象を前年度に条例違反等の問題があった店舗に限定し、行政職員が行う立入調査と併せて実施しました。対象業種としてはカラオケ、インターネットカフェ・まんが喫茶、書店等、ゲームソフト販売店となります。

2 調査期間

令和3年度中の全期間（令和3年4月～令和4年3月）を調査期間としました。

3 調査実施店舗数

県内全域の(1)～(4)の業種の内、令和2年度の社会環境実態調査において問題があった店舗に限定して調査を行いました。

なお、書店等については、本調査を兼ねている書店等立入調査が権限委譲されているため、権限移譲済の市町村においては実施していません。

(1)カラオケボックス	25 店舗
(2)インターネットカフェ・まんが喫茶	24 店舗
(3)書店等（書店・古書店・コンビニ）	17 店舗
(4)ゲームソフト販売店	20 店舗

※ 権限移譲市町村：横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町、湯河原町

4 調査方法

横浜・川崎市内の店舗については神奈川県青少年課職員により、それ以外の地域については各所管の県政総合センター職員により、調査を実施しました。

なお、行政職員が実施する条例に基づく立入調査の結果から社会環境実態調査の調査対象となる項目を抽出したものを、調査結果としています。また、調査対象は令和2年度の調査にて問題があることが確認された店舗となり、全数調査は行っておりません。

これにより、令和元年度以前とは調査方法や調査項目が異なり、実施店舗数も非常に限られることから、過去年度との比較対象は行っておりません。

Ⅱ 調査結果

1 カラオケボックス

(1) 青少年の深夜立入禁止

神奈川県では、青少年保護育成条例第 26 条の規定により「カラオケボックス」「インターネットカフェ・まんが喫茶」の経営者等は、深夜において当該施設を青少年に利用させてはならないとしている。

調査店舗 25 件（新型コロナウイルス感染症対策としての時短営業により深夜営業をしていない店舗を含む）の内、青少年の深夜立入禁止に違反している店舗は 0 件であった。

青少年保護育成条例【第 26 条】関係

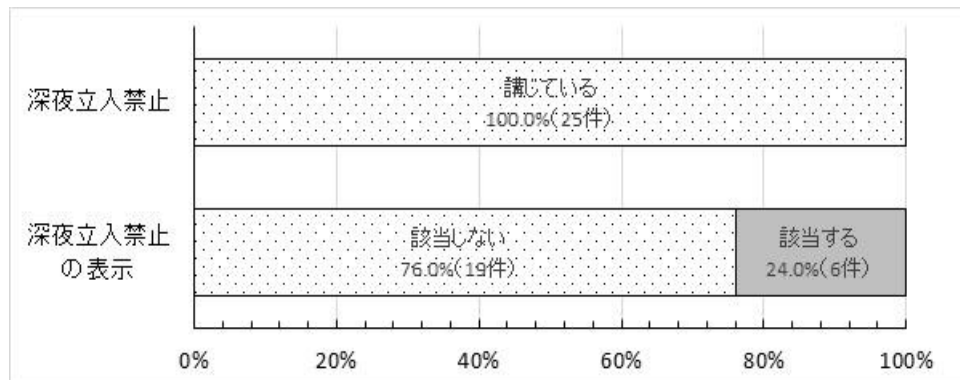
- 「カラオケボックス」「インターネットカフェ・まんが喫茶」の経営者等は、深夜において当該施設を青少年に利用させてはならない。（30 万円以下の罰金）
- 当該施設の経営者は、深夜にその施設を営業する場合、深夜における青少年の利用を禁止する旨を表示しなければならない。（10 万円以下の罰金）

(2) 青少年の深夜立入禁止の表示

同条の規定により上記の経営者等は、施設の入り口に、深夜において当該施設を青少年が利用することを禁止する旨を表示することとしている。

調査店舗 25 件（新型コロナウイルス感染症対策としての時短営業により深夜営業をしていない店舗を含む）の内、深夜立入禁止の表示義務に違反している店舗は 6 件であった。

カラオケボックスにおける調査実績を下表に示す。



図表 1 カラオケボックスにおける調査実績

2 インターネットカフェ・まんが喫茶

(1) 青少年の深夜立入禁止

神奈川県では、青少年保護育成条例第 26 条の規定により「カラオケボックス」「インターネットカフェ・まんが喫茶」の経営者等は、深夜において当該施設を青少年に利用させてはならないとしている。

調査店舗 24 件の内、青少年の深夜立入禁止に違反している店舗は 0 件であった。

(2) 青少年の深夜立入禁止の表示

同条の規定により、当該経営者等は、施設の入り口に深夜において当該施設を青少年が利用することを禁止する旨を表示することとしている。

調査店舗 24 件の内、深夜立入禁止の表示義務に違反している店舗は 4 件であった。

(3) フィルタリング等の措置

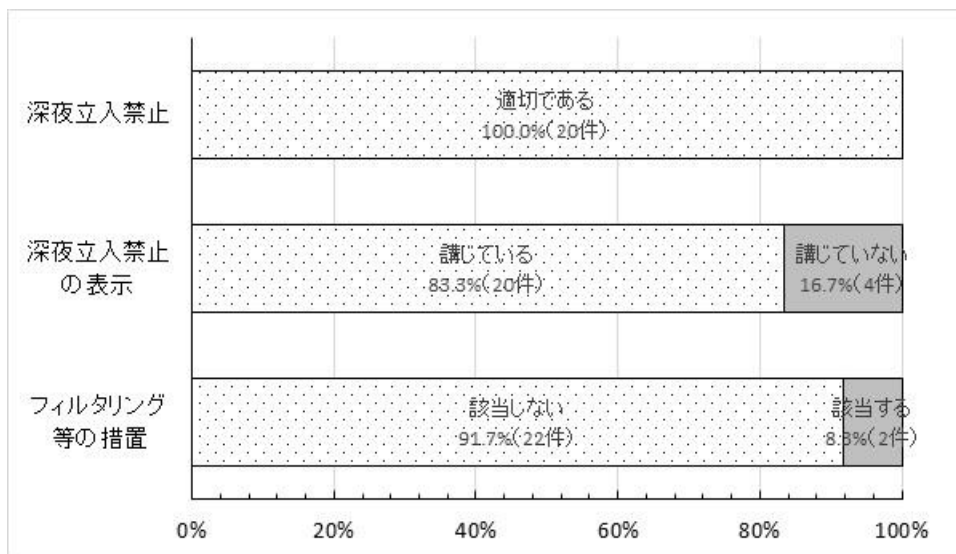
神奈川県では、青少年保護育成条例第 35 条の規定により、インターネットカフェなどの施設では、端末を青少年に利用させる場合、フィルタリング等の措置を講じるよう努めなければならないとしている。

調査店舗 24 件の内、フィルタリング等の措置を講じていない店舗は 2 件であった。

青少年保護育成条例【第 35 条】関係

インターネットカフェなどの施設において、青少年にインターネットを使用させる場合、青少年有害情報フィルタリングサービスなど、有害情報の閲覧を制限する措置を講じなければならない。

インターネットカフェ・まんが喫茶における調査実績を下表に示す。



図表 2 インターネットカフェ・まんが喫茶における調査実績

3 書店等（書店・古書店・コンビニエンスストア）

(1) 業種別の調査店舗数

調査を行った書店等の、業種毎の店舗数は下表のとおりである。

業種	書店	古書店	コンビニ	その他
店舗数	8	1	7	1

図表 3 - 1 業種別の調査店舗数

(2) 有害図書類の販売等禁止

神奈川県では、青少年保護育成条例第 10 条の規定により、知事が有害図書類に指定した図書類について、青少年に販売したり、閲覧させたりしてはならないとしている。

調査店舗 17 件の内、有害図書類を青少年に販売したり、閲覧させたりしている店舗は 0 件であった。

青少年保護育成条例【第 10 条】関係

- 青少年に有害図書類を販売等したり、閲覧等させたりしてはならない。
- 販売や閲覧の他、頒布、交換、贈与、貸与、読ませ、聞かせることも禁止している。

(3) 有害図書類の陳列場所

神奈川県では、青少年保護育成条例第 11 条の規定により、図書類販売店では、有害図書類を陳列するときは、規則に定める方法で陳列しなければならないとしている。

調査店舗 17 件の内、有害図書類の陳列場所が、屋内の容易に監視できる場所ではない場所にあった店舗は 1 件であった。

青少年保護育成条例【第 11 条】関係

- 有害図書類を陳列するときは以下の方法で陳列することにより、有害図書類と他の図書類を区分し、屋内の容易に監視することができる場所に陳列しなければなりません。
 - ・仕切り等により仕切られた場所かつ、容易に内部を見通せない場所に陳列する。
 - ・ビニール包装等により容易に閲覧できない状態かつ、他の図書類から 60cm 以上離れた場所に陳列又は 10cm 以上張り出す仕切り板の間にまとめて陳列する。
 - ・従業者が常駐するカウンターの上や内部に陳列する。
- 有害図書類を陳列するときは、陳列場所の見やすい件に、青少年への販売や閲覧が禁止である旨を、見やすい文字により掲示しなければなりません。

(4) 有害図書類の陳列方法

同条の規定により、当該販売店等は、規則に定める方法により有害図書類を適切に陳列するよう努めなければならない。

調査店舗 17 件の内、陳列方法が適切でない店舗は 4 件であった。

(5) 有害図書類の販売等禁止の表示

同条の規定により、当該販売店等は、有害図書類の青少年への販売禁止表示を陳列場所の見やすい場所に判読が容易な文字で掲載する必要がある。

調査店舗 17 件の内、表示方法が適切でない店舗は 2 件であった。

(6) 有害図書類のサンプルディスプレイ方法

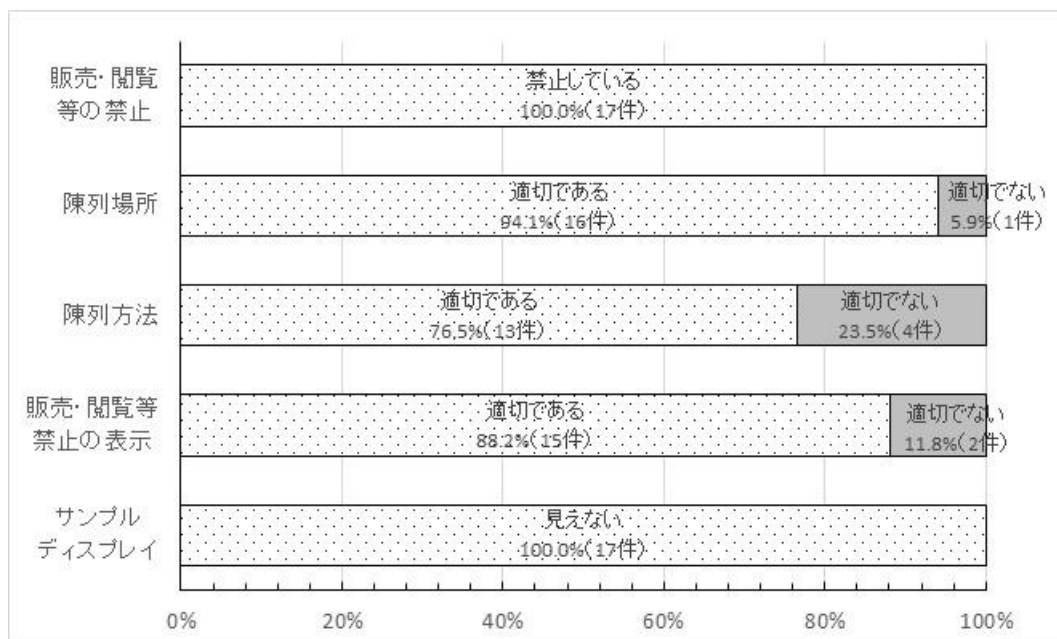
神奈川県では、青少年保護育成条例第 12 条の規定により、図書類販売店では、有害図書類等を陳列するとき、当該図書類の表紙が店舗外から見えない場所に置くよう努めなければならないとしている。

調査店舗 17 件の内、有害図書類の表紙が店舗外から見える店舗は 0 件であった。

青少年保護育成条例【第 12 条】関係

- 有害図書類等を陳列するときは、当該図書類の表紙が店舗の外側から見えない場所に置くよう努めなければなりません。

書店等における調査実績を下表に示す。



図表 3 - 2 書店等における調査実績

4 ゲームソフト販売店

(1) Z区分ゲームソフトの販売等禁止

神奈川県では、青少年保護育成条例第 13 条の規定により、団体表示図書類について、青少年に販売したり、閲覧させたりしないよう努めなければならないとしている。

調査店舗 20 件の内、Z 区分ゲームソフトを青少年に販売したり、試遊させたりしている店舗は 0 件であった。

青少年保護育成条例【第 13 条】関係

- 指定の団体が青少年に読ませ、聞かせ、又は見せることが不適當であると認めた図書類であって有害図書類以外のものを団体表示図書類と呼び、ゲームソフトでは、Z 区分ゲームソフトがこれに該当します。
- Z 区分ゲームソフトを取扱うゲームソフト販売店等においては、これらゲームソフトを青少年に販売したり試遊させたりすることがないように努めなければなりません。

(2) Z区分ゲームソフトの陳列場所

神奈川県では、青少年保護育成条例第 14 条の規定により、ゲームソフト販売店等では、Z 区分ゲームソフトを陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法又は規則で定める方法で陳列するように努めなければならないとしている。

調査店舗 20 件の内、Z 区分ゲームソフトの陳列場所が、屋内の容易に監視できる場所ではない場所にあった店舗は 7 件であった。

青少年保護育成条例【第14条】関係

- 団体表示図書類を陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法または以下の方法で陳列するよう努めなければなりません。
 - ・床面から150cm以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、仕切り板同士の間には団体表示図書類をまとめて陳列する。
 - ・施錠されたガラス製のケース等に収納し陳列する。
- 団体表示図書類を陳列するときは、陳列場所の見やすい件に、青少年への販売や閲覧が禁止である旨を、見やすい文字により掲示するよう努めなければなりません。

(3) Z区分ゲームソフトの陳列方法

同条の規定により、当該販売店等は、規則に定める方法によりZ区分ゲームソフトを適切に陳列するよう努めなければならない。

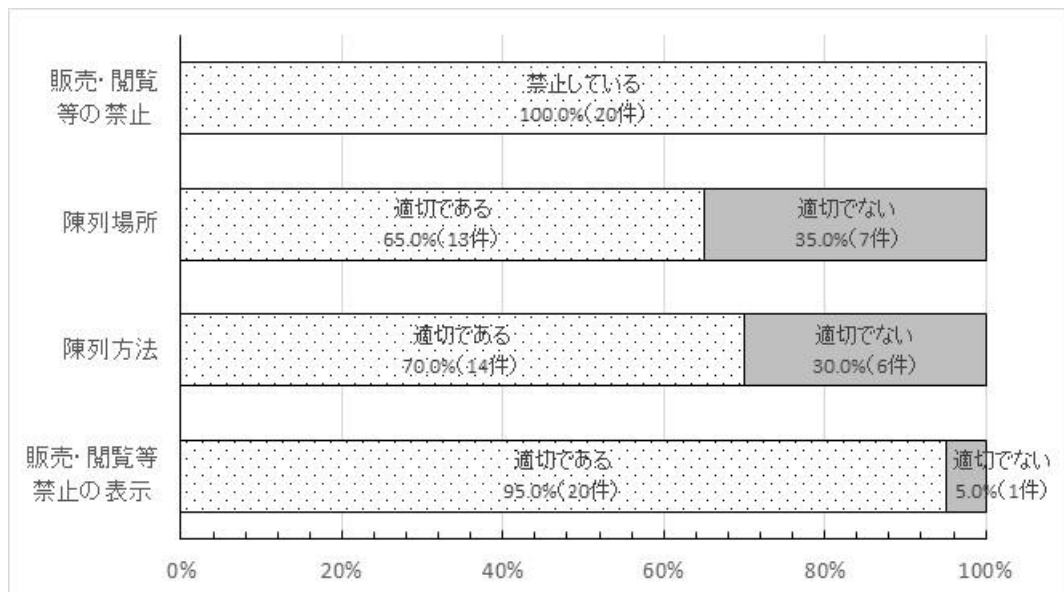
調査店舗20件の内、陳列方法が適切でない店舗は6件であった。

(4) Z区分ゲームソフトの販売等禁止の表示

同条の規定により、当該販売店等は、Z区分ゲームソフトの青少年への販売禁止表示を陳列場所の見やすい場所に判読が容易な文字で掲載する必要がある。

調査店舗20件の内、表示方法が適切でない店舗は1件であった。

ゲームソフト販売店における調査実績を下表に示す。



図表4 ゲームソフト販売店における調査実績